

「鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士」フォローアップ事業業務委託 企画提案実施要領

1 業務の目的

「明治日本の産業革命遺産」の県内構成資産を英語で分かりやすく紹介する「鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士」について、ガイディングスキルの維持向上のためのフォローアップ研修を実施し、同案内士の質の向上及び活動の促進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士」フォローアップ事業業務委託

(2) 業務内容

「鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士」フォローアップ事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年3月31日（月）

3 選定方法

企画提案方式

4 企画提案に係る参加資格

(1) 法人格を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
- ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

5 提案限度額

869千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

6 委託契約に係る今後のスケジュール

- (1) 質問書提出期限 令和6年9月13日（金）午後5時まで
- (2) 質問回答掲載 9月19日（木）
- (3) 企画提案参加申込書提出期限 9月24日（火）午後5時まで
- (4) 企画提案書等提出期限 9月30日（月）午後5時まで

- | | |
|---------------|----------------|
| (5) 選定結果通知 | 10月中旬予定 |
| (6) 契約内容協議・締結 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

7 応募方法

(1) 提出書類【提出期限】

ア 企画提案参加申込書【9月24日（火）午後5時まで】

別添様式1により、E-mailで、件名に「参加申込書」と記載の上提出すること。
提出後に辞退する場合は、別添様式3により、E-mailで、件名に「辞退届」と記載の上、速やかに提出すること。

なお、別添様式1の提出がされた後、9月30日（月）午後5時までにイ・ウが提出されない場合は、辞退したものと見なす。

イ 企画提案書【9月30日（月）午後5時まで】

別添様式4に、次の内容を掲載した企画提案書（任意様式）を添付したもの一式のデータを、Emailで、件名に「企画提案書」と記載の上提出すること。

- ・ 実施する事業の概要
- ・ 実施するスケジュール、実施体制図
- ・ 提案内容（実施しようとする具体的内容）

ウ 参考見積書【9月30日（月）午後5時まで】

任意様式により、各積算項目の単価並びに数量等内訳を記載し、1部、郵送（必着）または持参すること。

※ 正式な見積については、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 暴力団排除措置に係る関係書類【9月30日（月）午後5時まで】

鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されていない応募者については、別添様式5を、1部、郵送（必着）または持参すること。

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は1社につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

ウ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

8 選定について

(1) 選定方法

提出された企画提案書について、書面審査による総合的な評価を行った上で、最も内容が優れた者（最優秀提案者）を本委託事業の契約相手方の候補者とする。なお、審査に際し、確認を要する場合には、企画内容等について問合せを行う。

(2) 選定結果

選定結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

9 企画提案に係る質問について

9月13日（金）午後5時まで、別添様式2により、E-mailで受け付ける。

質問に対する回答は、質問者に対して9月19日（木）までにE-mailにて行い、県HPでも公表する。

10 契約について

審査による最優秀提案者を契約予定事業者とし、県が作成した仕様書及び当該事業者が提案した企画提案書に基づき、双方協議の上で契約を締結するものとする。

※ 提案された企画内容については、双方の協議による修正・変更があり得る。この場合でも委託金額は、上記5に定める額を上限とする。

11 その他

- (1) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。また、選定結果に対する意義申し立ては認めない。
- (2) 企画提案に係る提出書類は、提案者に無断で審査目的以外には使用しないが、審査に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

12 書類等の提出・お問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室（担当：市来）

電話：099-286-2365 FAX：099-286-5590

E-mail：sekaibunka2@pref.kagoshima.lg.jp